

# フランスはなぜイスラム・ヴェールの着用を法律で禁止したのか

柳原邦光\*

## Pourquoi est-il interdit de porter le voile islamique à l'école publique en France?

YANAGIHARA Kunimitsu

キーワード：ライシテ，共和国，イスラム・ヴェール，学校，宗教的標章禁止法  
keywords: laïcité, République, voile islamique, école, la loi interdisant le port de signes religieux

### 1. はじめに

ここに4コマの戯画がある<sup>1</sup>。立派な身なりの紳士が一人校門の前に立っている。そこに次々と生徒がやってくる。肌もあらわな女性，腕に刺青，頭がパンクの女生徒，女装したスキンヘッドの男。紳士は機嫌よく言葉をかける。頭上には「自由」，「平等」，「友愛」。「人権の国」フランスの標語だ。ところが，4人目のきちんとした身なりの女生徒には，厳しい顔で「止まれ！」の交通標識を突きつける。イスラムのヴェールがいけないというのだ。「欺瞞」。男の名はシラク，フランス大統領。

これはアメリカのインターネットに登場したもので，いうまでもなくフランスをからかっている。というのも，フランスは，2004年3月に公立学校での宗教的標章の着用を法律で禁止したからだ。ヴェールを脱ぐのを拒否すれば，退学処分が待っている。それでは彼女たちの教育を受ける権利はどうなるのか，差別ではないのか，と批判したのは，国連である<sup>2</sup>。

---

\* 鳥取大学地域学部地域文化学科

<sup>1</sup> <http://www.bendib.com/newones/january/1-4-No-head-scarves.jpg>

<sup>2</sup> 子どもの権利委員会は，宗教的標章禁止法が子どもの権利優先の原則と子どもの教育を受ける権利を無視しており，所期の目的を果たせないとして，同法施行の1年後に子どもの権利を尊重し，子どもが退学処分を受けないよう，見直すことを勧告している。Comité des droits de l'enfant, trente-sixième session, Examen des rapports présentés par Etats parties en applications de l'articles 44 de la Convention, CRC/C/15/Add.240, 30juin 2004.

宗教・信条の自由問題を担当する人権委員会の特別報告者Asma Jahangirは，2004年9月16日，国連で中間報告を行い，フランスの宗教的標章禁止法も含めて，28カ国の問題について報告した。それによれば，禁止法について，文化と宗教の多様性を尊重するよう求める人々，とりわけイスラム教を実践する人々に対して差別的であるとの不満が寄せられているという。また，フランス政府に以下の点について指摘し回答を得たという。同法には差別を引き起こす危険性があること，緊張とイスラム嫌いとを助長し，文化的・宗教的多様性の原則そのものを侵す可能性があること，である。Assemblée générale, A/59/366, Rapport d'activité établi par Mme Asma Jahangir, Rapporteure spéciale de la Commission des droits de l'homme chargée d'étudier la question de la liberté de religion ou de conviction, le 16 septembre 2004.

なぜ公立学校ではヴェールの着用が許されないのか、なぜ法律で禁止しなければならないのか。これは人権侵害なのではないのか。世界のマスコミは「宗教的標章禁止法」を驚愕とともに伝えたが、フランスでは、この法律は政治家ばかりか、世論の圧倒的支持を得たようである<sup>3</sup>。

この宗教的標章禁止法が施行されてから1年になる。同法は第4条で「この法律の規定は、実施の1年後、再検討の対象となる」としているが、現状はどうなっているのだろうか。Inspectrice généraleのHanifa Chérifiが2005年8月27日に国民教育省に提出した調査報告書によれば、2004～2005年度の違反者は639名で、そのうち626名がヴェール着用者である。違反者の多くが学校側と協議してヴェールをとったが、143名は拒否して学校を去った。退去者のうち規律委員会(conseils de discipline)によって退学処分を受けた者は47名(3名はシーク教徒)で、退去した生徒達はle Centre national d'enseignement à distance(Cned)に登録するか、私立校や外国の学校に通っているという<sup>4</sup>。今のところ、見直しの動きはない。

なぜフランスはイスラム・ヴェールの着用を法律で禁止したのか。この問題に答えることが本稿の課題である。しかしながら、これは複雑な問題で、参照すべき資料も無数といってよいほどある。本稿では、もっとも重要と思われる資料に限定して考察を進めることにする。このため結論は自ずと暫定的なものになる。主に用いる資料は以下の3つである。1つは、シラク大統領の諮問に答えて「スタジ委員会」が提出した報告書<sup>5</sup>(以後、『報告書』と略記する)である。『報告書』は、フランス共和国を支える根本原理であるライシテ原理について、その形成の歴史から現状まで詳細に調査・検討したもので、シラク大統領の判断に大きな影響を及ぼしたと考えられる。2つめの資料は、法制化を公表した際のシラク大統領の演説、3つめが、『報告』を手厳しく批判したイスラム宗教組織の公開書簡である。3つの資料は見解を著しく異にしており、これらを比較・検討することで、イスラム・ヴェール問題の背後に存在する深刻な争点を明らかにすることができるであろう。これが本稿の課題の2点目である。

最初に、ヴェール問題が浮上して法制化に至るまでの経緯を確認する。次に、『報告書』を「ライシテ原理とは何か」、「ライシテの危機」、「危機への対応」の3点から分析し、『報告書』がどのような認識枠組みをもち、現状にどのように対応しようとしたのかを確認する。最後に、3つの資料

<sup>3</sup> 下院(国民議会)は2004年2月10日、賛成494、反対36、棄権31で、上院(元老院)は3月3日、賛成276、反対20と、いずれも圧倒的多数で可決した。2003年12月の世論調査ではフランス人の69%、2004年9月には76%が法制化あるいは禁止法を支持している。ムスリムの場合、2004年1月時点で、法制化に賛成が42%、反対が53%である。Sondage exclusif CSA/MINISTERE DE EDUCATION NATIONNAL, DE L'ENSEIGNEMENT SUPERIEUR ET DE LA RECHERCHE, le 14 et 15 septembre 2004.. Sondage exclusif CSA / LE PARISIEN / AUJOURD'HUI EN FRANCE, le 21 janvier 2004.

<sup>4</sup> これ見よがしの宗教的標章の着用者は、2003～2004年度で1465名と推計されている。したがって、2004～2005年度に減少したことになる。また、最初の1週間の違反者をみると、2004～2005年度が240名、2005～2006年度が12名である。これについてHanifa Chérifiは次のように述べている。「心性は変化した。ライシテは以前よりも理解され、受け入れられるようになった。」「ライシテの原則をあらためて強く主張したことで、……それまで拡大し続けていた宗教的帰属を誇示する示威行為運動にブレーキをかけることができた。」また、宗教的標章禁止法の施行はヴェールを着用する女生徒と両親にとって「解放」として受け止められた、とも述べている。La nouvelle Observateur, «La loi sur le voile, une libération?», le 27 août 2005. Le Monde.fr, «Une douzaine de cas de signes religieux ostensibles ont été recensés dans les écoles depuis la rentrée», le 15 septembre 2005.

<sup>5</sup> Commission de réflexion sur l'Application du principe de laïcité dans la République, Rapport au Président de la République, Remis le 11 décembre 2003. 「スタジ委員会」という名称は、委員長のベルナル・スタジの名前からきている。

を比較・検討して、設定した問題の解明を試みる。

## 2. 法制化に至る経緯

ヴェールが始めて問題になったのは1989年である。オワーズ県クレイユの公立中学校でヴェールを着用していた3名のムスリムの女生徒がそれを脱ぐようにとの学校側の説得を拒否したため、学校長は、フランスのライシテ（非宗教性）原理に反するとして、退学処分にしたのである。この問題は激しい論争を引き起こし、国民教育大臣リヨネル・ジョスパンはコンセイユ・デタ（國務院）に意見を求めた。コンセイユ・デタは意見(avis)を公表した。それによれば、学校と教職員には宗教に関する厳密な中立性の義務があるが、生徒にはそのような義務はなく、学校内においても表現の自由がある。ただし、表現の自由は公役務(les services publiques)<sup>7</sup>の遂行に固有な要請によって制限することができる。つまり、学校で生徒が宗教的標章を着用する自由を認めるが、それが誇示的で宣教または秩序混乱の原因（授業や学校運営の妨げ）になるときは禁止することができる、というのである<sup>8</sup>。この意見は判断を現場の学校長に委ねるもので、この意味で問題を残したが、ヴェール問題を扱う際の基本原則となり、ヴェール問題は長期的には鎮静化しつつあるとみられていた。

ところが、2003年4月、フランス・イスラム組織連合(UOIF)の年次大会で内務大臣のニコラ・サルコジが、身分証明書用の顔写真は何かぶっていないものでなければならないと発言したのをきっかけに、ヴェール問題が再燃し、法律でヴェールの着用を禁止するよう求める声が政治家から次々とあがった。このためシラク大統領は、7月3日、ライシテ原理について検討する特別委員会（スタジ委員会）を設置した。委員会は5ヶ月間の調査・検討の後、12月11日に『報告書』を提出。これを受けて、シラク大統領は17日に演説を行い、法制化を公表したのである。上下両院は2004年2月から3月にかけて法案を審議し、ともに圧倒的多数で可決した。こうして「宗教的標章禁止法」<sup>9</sup>は3月15日に成立し、9月2日の新学年度の開始とともに施行された。

## 3. 『報告書』の分析

ここではスタジ委員会の報告書からイスラム・ヴェールが公立学校で禁止された理由を明らかにする。

---

<sup>6</sup> Conseil d'Etat, 裁判権限と行政権限を合わせもつ行政系統の最高裁判所。行政機関としての主要な権限は、政府から付託を受けた問題または政府提出法律案に対する答申を義務的にまたは任意に表明することである。『*Lexique de termes juridiques* フランス法律用語辞典』（第2版）、三省堂、2002年、80頁

<sup>7</sup> 一般利益 (intérêt général) の必要を満たすための活動、及びその活動の管理運営の任に当たる行政組織をいう。また、公教育及び大学教育を含めていうこともある。山口俊夫編 『*Dictionnaire de Droit Français* フランス法辞典』、東京大学出版会、2002年、548頁

<sup>8</sup> Avis n°346.893 du 27 novembre 1989 du Conseil d'Etat relatif au port de signes d'appartenance à une communauté religieuse au sein de l'école publique [Sur le site du Conseil d'Etat]

<sup>9</sup> 同法第1条の主な内容は次の通り。「公立の小学校・コレージュ・リセでは、生徒が宗教的帰属をこれ見よがしに表明する標章や服装の着用は禁止される。学校の内部規定は、懲罰手続きの開始に先立って生徒との話し合いを行うことを再度明示する。」

## (1) ライシテとは何か

まずスタジ委員会の構成について述べておこう。委員長は共和国行政斡旋官(Médiateur de la République)<sup>10</sup>のベルナル・スタジ。メンバーは委員長を含めて20名である。職業は、大学人が9名(哲学, 社会学, 歴史学, 政治哲学), 教育関係者が3名, コンセイユ・デタの法律家2名, 政治家3名, 非営利団体(association)関係者2名, 企業経営者1名である。スタジ委員会の仕事の特徴は, 関係分野の多数の専門家・関係者に聞き取り調査を行ったことで, 公聴会が約100, 非公開のものが約40で, さらに220名の高校生と上院で公開討論も行っている。

次に、『報告書』の構成は, 「前文」, 「本論」, 「結論」である。本論は4部からなり, 最初にライシテの理念と歴史を説明し, 次にライシテ原理が脅威にさらされていることを実例を挙げて指摘している。続いて, 脅威にどう対処するのかを検討し, 最後に具体策を提示している。「結論」では26もの提案を行い, そのうち8つについて法制化を勧めている。

ここでは『報告書』の内容を詳述する紙数はないので, ライシテ原理とは何か, 脅威とは何か, それに具体的にどう対処するのか, について順次述べることにする。

『報告書』は, ライシテ原理を前文と第1部「ライシテ, 普遍的原理, 共和国の価値」, 第2部「フランスのライシテ: 経験的に適用された法原理」と, かなりの頁を費やして説明している。この複雑な原理を簡潔にまとめるのは容易ではないので, 『報告書』の記述を引用しつつ整理を試みる。

まず, 前文は次のようにいう。「フランス共和国はライシテを中心につくられている。民主主義国家はみな良心の自由と非差別の原則を尊重している。政治的なものと宗教的・霊的なものとを区別する方法は様々あるが, フランスはライシテを共和国の基礎としてきた。今日では, ライシテは広く国民の合意を得ており, 誰もが必要としている。しかし, 言葉は同じでもアプローチの仕方がいろいろあるために, ライシテの意義と射程が見えなくなっている。したがって, 緊張と再検討という今日の状況において重要なことは, ライシテ原理から生きた原則を引き出すことである。」

では, ライシテとは何なのか。「生きた原則を引き出す」とはどういうことなのか。ライシテの定義ともいうべきものは, 前文の次の記述である。

「ライシテは共和国の協約(le pacte républicain)の礎石であり, 切り離すことのできない三つの価値に立脚している。すなわち, 良心の自由, 霊的・宗教的選択の法における平等, 政治権力の中立性である。良心の自由によって, 市民は自らの霊的・宗教的生活を選択することができる。法における平等は差別も強制も禁止しているから, 国家はいかなる選択も特別扱いすることはできない。最後に, 政治権力は, 霊的・宗教的領域への干渉を一切差し控え, そうすることで自らの限界を識る。(中略) 共和国で市民の誰もが自分を認めてもらえるように, ライシテは政治権力をあらゆる霊

<sup>10</sup> スウェーデンのオンブズマンに示唆を得た制度。市民から, 国, 公共団体, 公施設およびすべての公役務執行機関の運営に関する請願(réclamation)を受ける。請願は国会議員の仲介を経て行われなければならない。斡旋員は, 特定の事件につき行政機関の態度の再考を促し, 行政上の取り扱い原則や実務処理についてその改善を求めて勧告(recommandation)や提案(proposition)を行うことができる。任期6年で大臣会議を経たデクレによって任命され(再任不可), 身分を保証されるとともに, ほかのいかなる機関からの指示もうけないものとされる(1973年1月3日法)。山口俊夫編『Dictionnaire de Droit Français フランス法辞典』, 東京大学出版会, 2002年, 363頁

的・宗教的な選択の支配的影響から免れさせ、共生を可能にする。」

この記述の意味は、第1部第2章「ライシテの意味と希望」で詳しく説明されている。それによれば、ライシテを構成する要件は4つあり、それらが「国家と諸宗教(les cultes)と個人にとって権利と義務の総体をなしている。」一つ目は国家の宗教的中立性である。「政治権力と霊的・宗教的選択は、それぞれ独立していなければならない。」「国家は宗教的選択を強制することも制約することもできない。強制された信条も禁止された信条も存在しない。」したがって、国家と諸宗教は分離され、公的領域から宗教は排除される。が、霊的選択と宗派の多様性は尊重される(2つめの要件)。宗教は国家を支配しようとしてはならない(「ライシテは、宗教の想定する諸原則の名において社会システムあるいは政治秩序を支配しようとする宗教概念とは、両立できない」)。「霊的・宗教的選択は個人の自由に属する」が、「私事化される(privatisées)」わけではない。「ライシテは、公共空間(l'espace public)における、自由な霊的・宗教的な表明と、公共空間の支配とを区別する」のであり、宗教の代表者も社会の他の構成員と同じように公の討論に参加する資格がある。『報告書』は、「諸宗教と国家は、この分離によって互いに利益をえる」という。というのも、「諸宗教は霊的使命に専念してそこに語る自由(liberté de parole)を見出し、国家は宗派への愛着から自由になって、すべての市民のものとなる〔波線は筆者による。以下同じ〕」からである。

3つ目は「良心の自由の保障」である。これについては、ライシテの歴史を少しばかり振り返ってみる必要がある。『報告書』はフランス革命を「今日的な意味でのライシテの出生証書」であるとして、良心の自律性の承認(人権宣言第10条)に注目し、さらに市民登録(l'état civil)と結婚の非宗教化など、宗教からの市民性(citoyenneté)の独立を強調する。ライシテの歴史において決定的に重要なのは、1905年12月9日の「諸教会と国家とを分離する法律」(政教分離法)である。この法律はライシテ原理のいわば骨格をなすもので、第2条で「共和国はいかなる礼拝に対しても公認をせず、給与を支払わず、補助金を交付しない」と、国家と諸教会の分離を明記しているが、第1条では、「共和国は良心の自由を保障する。共和国は公の秩序のために以下に定める制限だけをうける、自由な礼拝を保障する」と、良心の自由の保障を謳っている<sup>11</sup>。このように、「良心の自由」は国家の宗教的中立性とならんでライシテ原理の最も重要な柱なのである。

それでは、『報告書』は良心の自由についてどのように記述しているだろうか。「良心の自由」そ

<sup>11</sup> この「保障する」の意味はとても重いもので、単なる言葉ではなく、そのための措置が種々講じられている。例として施設付き司祭(aumônier)を挙げておこう。施設付き司祭は学校、刑務所、軍隊、病院などの公共施設に専属して宗教儀式を行う者であるが、こうした外部から遮断された場所においても宗教実践を保障するために配置されている。政教分離法は地方公共団体がこのための費用を予算に計上することを認めている。このように良心の自由を守るために国家が積極的に関与することを「国家の積極的中立性」という。小泉洋一『政教分離と宗教的自由 フランスのライシテ』、法律出版社、1998年、第3章「国家の宗教的中立性」を参照。なお、ライシテ原理は第二次世界大戦後、1946年と58年の憲法で、憲法原理に組み込まれ、今日に至っている。1958年憲法の第1条は以下の通り。「フランスは、不可分の、非宗教的で、民主的かつ社会的な共和国である。フランスは、出生、人種または宗教による差別なく、すべての市民に対して法の前の平等を保障する。フランスはすべての信仰を尊重する。」

<sup>12</sup> スタジ委員会の委員であったアンリ・ペナ=ルイスは著書の巻末に用語解説を付している。これを参考に良心の自由を解釈すれば、次のようになる。社会を構成する一人一人の人間(個人)はみな、生まれながらにして、他の誰にも左右されない、自分だけの領域(良心)を心のうちにもっている。良心の自由とは、この良心にしたがって生きることを権利として認めるということである。さらに、良心の自由はそれを表明する自由をとまなう。というのも、自分だけに閉じこもっているのは、良心の内的活力が枯渇してしまうからである。Henri Pena-Ruiz, *La laïcité*, 2003, Paris, pp. 236-7.

のものについてはまったく説明がないが<sup>12</sup>、注目すべきは、第1条について、国家は個人の良心の自由が損なわれることのないように個人を守らなければならない、としている点である<sup>13</sup>。「あらゆる勧誘から個人の良心の自由を守ることは、1905年法の中心概念である分離と中立とを、こんにち補完することになる」と述べているように、『報告書』は政教分離法制定時以上に「良心の自由」を重く見ているのである。そしてこれを守るべくこんにちの国家はもっと積極的に役割を果たすべきであるとの認識を示している。国家の役割については、さらに次の記述がある。

「宗教あるいは霊的な議論を口実にして、公の秩序の混乱、圧力や威嚇、人種差別的な、あるいは差別的な慣行が、学校の基盤を掘り崩している以上、ライシテの国家は無関心ではいられない。フランス的なライシテ概念では、ライシテは、国家と諸宗教との分離、政治と霊的・宗教的空間との分離を尊重させるだけの、ただの『境界管理人』ではない。国家のおかげで、共通の諸価値が強化されるのだ。そしてこれらの価値こそが、わが国の社会的絆の基礎である。これらの価値のなかで、男性と女性の間の平等は、獲得されてまもない価値であるが、わが国の法のなかで重要な場所を占めている。それは今日の共和主義協約の一つの要素となっている。この原則への違反を前にして、国家は受身のままでいられない。(中略)国家は、自らがそこから生まれた、社会の共通の諸価値を守る。宗派による、あるいは民族による、共同体的な帰属を超えた市民性(citoyenneté)というこの強力なヴィジョンのもと、ライシテは市民に対する国家の諸々の義務をつくりだす。」

以上の記述から、こんにちのフランスでは、男女の平等を含めて非宗教的な共通の諸価値が社会的絆の基礎となっていること、ライシテは市民性と不可分なこれら共通の諸価値を守るために国家が積極的に行動するよう義務づけていること、この意味で、国家の役割がきわめて重要視されていることがわかる。

4つ目は「ライシテの要求(exigence partagée)」である。まず、宗教はライシテの枠組みに適應しなければならない。「ライシテは、宗教の教義と社会を統御する法とを和解させるために解釈の努力を要求するが、それは共生を可能にするためである。」ライシテは個人(市民)にも要求する。「市民はライシテによって自らの良心の自由の保護を勝ち取る。その代償として、誰もが共有する公共空間(l'espace public)を尊重しなければならない。国家の中立性の主張は、とりわけ学校という空間では、アグレッシブな信者勧誘の誇示とは両立しえないように思われる。宗派の特殊性を公に表明するとき、ライシテに適應させ、自らのアイデンティティの主張にも制限を設ければ、誰もが公共空間で顔を合わせる事ができる。これがケベックの人々が『分別ある妥協(accomodements raisonnables)』と呼んでいるものである。ライシテの精神は、このような権利と義務との均衡を要求する。」

ここで重要なのは、今日のライシテが共生を目的としていることである。そしてそれを可能にするために、宗教にも個人(市民)にもライシテの枠組みへの適應、公共空間の尊重という義務を課し、

<sup>13</sup> 「礼拝の自由、表現の自由だけでなく、良心の自由の保証人であるライシテ国家は、個人を守る。(中略)国家は、いかなる集団もコミュニテ(communauté)も、誰に対してであれ、宗派としての帰属あるいはアイデンティティを、とりわけその出自を理由に強制することがないように、確認を行う。国家は、霊的あるいは宗教的教えの名の下に行使される、あらゆる肉体的、道徳的圧力から一人一人を守る。」

権利と義務とのバランスを取るよう求めていることである。具体的には、自らのアイデンティティの表現をある程度控えなければならないというのである。

ところで、『報告書』は前文でライシテの理念と現実との絶えざる往復運動について語っている。「ライシテは、社会やその変化と関わりのない、非時間的な価値ではない。ライシテは絶えざる対話を通して作りあげられてきたのであり、そのおかげで、われわれは一切の教条主義を超えて、社会の必要に応じて、均衡を徐々に確立することができたのである。」ライシテは固定したものでなく、現実に対応し変化することによって機能してきたというのである。

それでは、『報告書』は現状をどのように認識しているだろうか。最初に、この一世紀間に急激な変化、大きな断絶が生じたという。カトリック教会の支配はもはや脅威ではなくなり、フランスは霊的な次元で多元主義の国となった。他方で規則正しい宗教実践は後退し、霊的・宗教的信条の自律性がますます高まっている。つまり、人々はさまざまな宗教を信じるようになった、あるいは信じなくなって、集団での信仰表現はかつてほど重要ではなくなり、個人が心の中で自らの信仰・信念を大事にするようになったというのである。

次に心性も変化したという。フランスの政治哲学の根底には、社会体の一体性を防衛するという考えがあり、これがいかなる多様性の表明にも勝っていた。そのため、多様性を表明すれば、たちまち一体性を脅かすもの、と認識されたが、今日では、多様性が積極的な観点から紹介される場合もある。たとえば、文化的権利の尊重が、それをアイデンティティの重要な要素とみなす人々によって要求されている。しかし、次のような危険な状況も生まれており、ライシテはそれに向き合うことを求められている。

「共同体的な感情が高まり、文化的アイデンティティが激化して、相違への狂信的信奉、抑圧と排除の運搬人になってはならない。ライシテの社会では、ひとりひとりが伝統に対して距離をとることができなければならない。そこには自己否定はいささかもない。自らの文化的あるいは霊的な価値基準に対して、それに隷属することなく自分を定義する、自由への個人的な動きがあるのだ。この観点からすれば、二重の危険がある。共同体的な感情が強固なコミュニタリズムに流れ着いてしまえば、わが現代社会は断片化するおそれがある。逆に、現実離れした共和国の協約をまるで呪文のように主張して、多様性や多元性を完全に否定することは、幻想にすぎないだろう。今日のライシテは、挑戦状を突きつけられているのである。社会の多様性を尊重しつつ、一体性(unité)を強化できるか否か、と。」

このように今日の課題を多様性の尊重と国民の一体性の強化であると明確に示したのち、『報告書』はライシテの意義・有効性について次のように語る。

「ライシテの枠組みは、この二重の要求を妥協させる場となりうる。それには、同じ信条を共有していない諸個人が同じ国土において共存できるようにするための方法をもたねばならない。自分のなかに閉じこもって互いに排除しあう様々なコミュニテ(communautés)がモザイクのように並存する社会になってはならない。ライシテは、必ずしも同じ信条を共有していない諸個人を共存させるようにする方法なのである。この意味で、ライシテはすべての人々を社会に統合するパンの種になりうる。ライシテは、本来のアイデンティティへの権利の承認と、社会的な絆で個々人の信条を一枚の布に織り上げていくために必要な努力とのあいだで、バランスをとることができるのだ。さまざまな文化や出自をもったわが国の社会において、市民性を学び身につけること(l'apprentissage de

la citoyenneté)は、共生を学ぶことなのだ。国民の一体性(unité nationale)、共和国の中立性、多様性の承認をうまく関連づけることによって、ライシテは、各人が属する伝統的なコミュニテをこえて、愛情のコミュニテ(la communauté d'affections)をつくる。愛情のコミュニテとは、共和国をつくりあげているイメージと価値と夢と意志の総体である。」

『報告書』はこのようにライシテこそ今日の課題に応えるものであると、その意義・価値をまとめたあと、共通の運命を確固たるものにするには、ライシテの新たな定式化、具体的な翻訳(les nouvelles formulations et les traductions concrètes de la laïcité contemporaine)を追求しなければならないとしている。

それでは、ここでスタジ委員会の考えるライシテとは何か、整理してみよう。『報告書』はライシテが立脚する、切り離すことのできない価値として、良心の自由、法の前での平等、国家の宗教的中立性を挙げている。『報告書』がこれら3つの価値の中で良心の自由を最も重要な価値とみていることは、国家は「個人の良心の自由を守る」と述べていることからわかる。したがって、良心の自由を中心に3つの価値の関係を整理すると、論理的には次のようになると思われる。

良心の自由は個人の自由な宗教的選択を可能にし、法の前での平等はその選択を等しく処遇することを要請する。したがって、国家はいかなる選択も特別扱いできず、どの選択に対しても等しく距離を置かねばならない。ここから国家の中立性原則が導き出される。つまり、国家を構成する者全員に関わる領域、公的領域は非宗教的でなければならない。こうして国家は構成員全員のものとなるが、公的領域が無価値な空間かというそうではない。非宗教的な共通の諸価値が存在し、それが社会的絆の基礎となっている。つまり、構成員をひとつに結びつける価値であるから、国家はどうしてもこれを守らなければならない。他方で、国家はいかなる宗教的信条にも無神論にも不可知論にも等しく距離を保つのであるから、宗教的多様性は否定されない。むしろ、公的領域を非宗教化することによって、私的な領域における多様性が確保される。以上から、ライシテは個人の良心の自由と宗教的多様性を尊重するとともに、市民をひとつにまとめる(国民の一体性を実現すること)のできる原理だといえるだろう。『報告書』がライシテこそ多様性の尊重と国民の一体性の強化という今日的課題に応えることのできる原理だというのは、この意味である。

しかしながら、個人の立場から見れば、ライシテにはかなり難しい側面があることがわかる。良心の自由は必然的に表現の自由をとまうから、良心の自由が認められるということは、表現することも認められるということである。とはいえ、他人の良心の自由を損なってはならないから、表現することにもおのずと制約がある。『報告書』の表現では、「誰もが共有する公共空間」を尊重しなければならない。実際の生身の人間は宗教に限らずさまざまな信条や文化や習慣を身につけているが、公共空間ではそれらを表現することを一定程度差し控えなければならない。つまり、自分の身につけているものに対して距離をおくことを求められるのである。もちろん、これは放っておいでることではないから、学んで身につけなければならない。このような能力も市民性(la citoyenneté)を構成する要件のひとつである。これを習得するために学校は重要なのである。

以上の点からライシテ原理に内在する問題としてたち現れてくるのは、表現することがどこまで認められるのか、公共空間で許されるものはなにか、排除されるものはなにか、ということである。これは「国家の中立性と表現の自由」とか、「開かれたライシテ」として議論される問題であるが、抽象的レベルのみで解決できるものではなく、現実と向き合うなかで克服されるべきものである。

『報告書』が「生きた原則を引き出す」とか、「ライシテの新たな定式化，具体的な翻訳を追求しなければならない」というのも，こうした点を指していると思われる。もちろん，もっと大きく深刻な問題もある。ライシテ原理を認めるか否か，現在の状況において有効か否か，という問題である<sup>14</sup>。

## (2) ライシテの危機

『報告書』は「ライシテへの挑戦」という表題を付した第3部で，ライシテ原理がこんにち危機的状況にあることを，さまざまな事例を挙げて指摘している。1989年の「スカーフ事件」以来，ライシテ原理を現実に適応する努力が多方面で積み重ねられ，イスラム教徒の状況は改善されつつある。ところが，数多くの聞き取り調査を行ったところ，事態は逆に一層深刻の度合いを増していた。スタジ委員会を驚かせたのは，公立学校におけるヴェール着用問題にとどまらず，学校，病院，裁判所，刑務所などの各種公的機関(les services publics)や民間企業で，実に様々な形態のトラブルが発生していたことである。

学校については後述することにして，例えば，病院では，父親や夫が，娘や妻が男性医師の診察を受けることを拒み，裁判所では，非イスラム教徒の裁判官を拒否する事例がみられる。刑務所では，信仰を誇示するような服装や習慣にこだわる受刑者が多くなって，同じ信仰をもつだけを集めて収容せざるをえなくなっている。他には，中立であるべき公務員やインターンが職場でキッパやヴェールなど宗教的標章の着用を要求して，トラブルを引き起こしている。民間企業でも，女性上司に従うことを拒否するイスラムの男性や，男性同僚との握手や共同での仕事を拒むヴェール着用女性がいて，仕事に支障が出ているという。

学校については，次のような例が挙げられている。ヴェールのほかに，イスラム教徒の定期的欠席，祈りや断食による授業の中断，体育等の授業拒否，歴史や生物学など教育内容への抗議，試験の際の男性教師による身分確認の拒否などである。

学校は周知の通りフランス共和国において特別の使命を担っている。この点について，『報告書』の一部を引用してみよう。

「学校の使命は共和国において最も重要である。学校は知識を伝達し，批判精神を育む。職業上の将来だけでなく，自律性，文化の多様性の理解，人格の陶冶，市民の育成を保障するのだ。学校はまた将来の市民たちが共和国で共に生きる覚悟を植えつける。このような使命が果たされるためには，明確に定められた規則が必要である。社会化のための最初の場，ときに統合と社会的上昇の唯一の場ともなる学校は，個人と集団の振る舞いに多大な影響を与える。共和国の学校が迎え入れるのは，〔公役務の〕ただの利用者ではなくて，啓蒙された市民となるべき生徒たちである。かくして，学校は共和国の基礎をなす制度なのである。その多くは未成年者であって，学校の義務に従い，

<sup>14</sup> ライシテの歴史的推移については，ジャクリヌ・コスタ＝ラスクー『宗教の共生 フランスの非宗教性の視点から』（林 瑞枝訳，法政大学出版局，1997年）の序論と第3章「宗教の文化的表明」を参照。ラスクーによれば，ライシテは「分離の原則から中立性へと移行し，いまでは民主的多元主義の成熟の域にたつて」おり，今日では，宗教的表現を基本的自由とみなすようになっている。この他に，Farhad Khosrokhavar, «La laïcité française à l'épreuve de l'Islam», *La laïcité à l'épreuve Religions et libertés dans le monde*, (dirigé par Jean Beaubert), 2004.を参照。

相違をこえて共に生きることを求められる。重要なことは、学校が特別な規則に従う特別な空間だということであり、静けさのなかで知識の伝達を保障するということである。(中略)生徒たちを『世間の激情』から守らねばならない。なるほど、学校は聖域ではない。しかし、現実の社会について見習い修行をするために、現実の社会から距離をおくようにしなければならないのだ。』

学校を含めて、こんにちの状況の危険性について『報告書』は次のように語っている。

「ライシテの要求は、一般規則よりもコミュニテの信条を優先させようとする主張のために、公共の機関 - とくに学校 - と労働の世界で弱まっている。ライシテ原理は、こんにち、思った以上に多くの分野でうまくいっていない。われわれの遭遇したさまざまな困難がまだ少数であることを委員会はよく承知しているが、それは現に存在し、強力で、ライシテが機能不全におちいる予兆なのである。これらの現象が最近のもので急速に広まっていることが憂慮されるだけにいっそうそうなのだ。(中略)利用者の宗教的信条の名において、.....公役務(services publics)の原則は否定され、機能が妨げられている。実際、彼らの要求は、公役務の基礎である平等と継続性を疑問視するものだ。もし共和国が通常の機能を回復できなければ、これらの公役務の将来そのものが危険にさらされることになる。」

このような振る舞いは、公役務を構成する中立性原則に反するもので、きわめて憂慮すべきものである。それらはしばしば組織された集団の仕業であって、共和国がどのくらい抵抗できるか、試しているのだ。このことをよくわきまえておかねばならない。」

つまり、コミュニタリアズム(communautarism)<sup>15</sup>が主張されている。それが公役務の原則を否定し、その遂行を妨げて、ライシテを脅かしている。しかも背後にはイスラム過激派の存在がある。したがって、共和国はこれを決して看過できない、というのである。

『報告書』は、このような危機を招いた原因は3つあるという。ひとつは、移民のおかれた状況である。差別と高い失業率<sup>16</sup>のために、同じ移民ばかりが住む街区に閉じこもらざるをえなくなった移民たちは、国民共同体から拒否されたという意識を強くもつようになり、共和国の価値観を否定する過激派の声につい耳を傾けてしまう。

原因の二つ目として、『報告書』は「個人の自由への脅威」を指摘している。ここでは、「イスラム嫌い」や反ユダヤ主義とならんで、街区でのムスリムの若い女性たちに対する深刻な性差別が述べられている。証言の多くが脅迫を恐れた女性の希望により非公開で行われたほどであるが、ある女性は「共和国はもはや子どもたち〔市民を指す〕を守ってくれない」と証言している。

<sup>15</sup> 「共同体主義」。民族や宗教などを中心にして閉鎖的な集団を形成し、その集団への帰属意識を最も重視して、自らの集団のために特別な権利を要求する傾向を指す。フランスでは、フランス革命以来、個人のみを単位として社会を形成するのが大原則であるから、このような集団至上主義は決して認められない。したがって、コミュニタリアズムという言葉が発せられるときは、相手を否定したことを意味する。詳しくは、ピエール=アンドレ・タギエフの4つの定義を参照。Pierre-André Taguieff, «Vous avez dit "communautarisme"», *Le Figaro*, le 17 juillet 2003.

<sup>16</sup> 調査によれば、彼らの状況は極めて深刻で、700の街区の失業率は40%を超える。他の地区の3倍以上である(2005年1月の報告では全国平均失業率9.9%)。郊外区の住民、特に20歳以下の若者たち(住民の32%を占める)は、自らを社会的追放の犠牲者で、この追放のために自閉を余儀なくされたと感じている。

「若い女性たちは再発した性差別の犠牲者である。差別はさまざまなプレッシャー、口頭や心理的、身体的な暴力の形を取る。若者たちは、女性に、身体を覆う、男か女かわからないような服装を強要し、男性をみれば目を伏せるよう無理強いする。その通りにしなければ、『売女』と非難されてしまう。(中略)このような状況のなかで、自らヴェールを着用する若い娘や女性たちもいるが、強制され圧力を受けて、やむなく着用する女性たちもいる。(中略)若い娘たちは、ヴェールをつけさえすれば、何も被らないときのように、罵倒されるのではない、虐待されるのではない、と心配しなくてすむのである。安心して集合住宅の階段を降り、公道に出ることができるのだ。逆説的だが、ヴェールは共和国が与えることのできない保護を与えてくれるという。ヴェールは女性を閉じ込め孤立させる劣等化の印だとしてその着用を拒否する女性たちは、街区では『淫蕩な女』、『不貞な女』と指差される。」

要するに、『報告書』は、イスラムの女性たちを、悪化した社会状況の犠牲者、イスラムによる女性差別の犠牲者として描いている。共和国に住んでいるというのに、彼女たちは、日々の生活のなかで基本的権利さえ認められず嘲弄されている。それゆえ、共和国はこのような状況を看過できない、というのである。

3つめは就職差別である。「名前だけで就職ができないことからわかるように、イスラム教徒には目には見えない『ガラスの天井』があって、上昇を阻んでいる」という<sup>17</sup>。

### (3) 危機への対応：『報告書』の「結論」

『報告書』は第4部「断固たるライシテの主張」で危機対策を一つ一つ検討し、「結論」で26もの提案を行っている。その概略を示せば、以下の3点に要約できる。1点目は、ライシテ原理をどうするかである。ライシテ原理は文化的・霊的に多様な国であるフランスを均衡状態に至らしめた。この均衡を壊してはならないし、その中核である1905年法は今後も共生の土台でなければならない。ライシテは、良心の自由とすべての女性と男性の平等を尊重させ続けることができなければならないから、新しい宗教的实践が現れたときには、改めて(renouvé), 適用する必要がある、という。2点目は、国民がライシテ原理をよく理解していないということである。この状態を改善するには、ライシテ原理を徹底的に周知させるしかない。そのために「ライシテ憲章」を作成して、選挙カードの交付や公務員の初期研修、移民の受け入れや国籍取得の際などに配布する。また、学校では、人種差別反対国際週間に「マリアンヌの日」を設け、男女の平等を組み込んだライシテについて重点的に学び討論する。3点目は、ライシテが有効であるためには、その前提条件として、公権力と社会全体が差別行為と闘って、機会の平等のための政策を推進しなければならない。そうしてはじめてライシテは正当性を回復できるとして、イスラム教徒の「ゲッター」を解消するための国家機関の創設、公共政策がもたらした差別の廃止、さらには多様性の尊重(奴隷制・植民地化・非植民地化の歴史をフランスの歴史として教えるなど)を提案している。

<sup>17</sup> 聞き取り調査では、多くの証言者の口から「イスラム嫌い」の証言が得られた。イスラムへの憎悪が、イスラム教徒のイメージを実際には存在しない宗教的アイデンティティに矮小化してしまっている。イスラム教徒の大多数は共和国の法律と両立する信仰をもっているのだが、政治・宗教的過激派と同一視されて、否定的イメージを帯びてしまう、と『報告書』はいう。

数ある提案の中で特に注目すべきは、法制化を提案した部分である。ここには『報告書』の特色がはっきりと現れている。宗教的標章の禁止を含めて断固たる措置を提案する一方で、「霊的多様性の尊重」を制度化しようとしているからである。前者では、公役務の適切な遂行を回復するために、公務員の中立性の義務と公役務の利用者の義務を列挙し、厳守を求める<sup>18</sup>。後者では、カトリックの祭日の多い国家の祝祭日<sup>19</sup>に、ユダヤ教のヨム・キプール(贖罪の日)とイスラム教のイード・アルアドハー(犠牲祭)を加えるという。そのねらいは次の言葉によく示されている。「こんにち、最も重要なことは、……新しい宗教に席を与えてやることだ。」つまり、今もなおフランスの制度の中に残るキリスト教的背景を緩和するとともに、宗教的・哲学的多元性を法的に明示しようというのである<sup>20</sup>。

以上、『報告書』の全体をよく読めば、公立学校におけるヴェール着用の法律による禁止は、ライシテを現実に適応させるための壮大なプランの一部でしかなかったことがわかる。『報告書』のねらいは、コミュニタリズムとイスラム過激派の脅威を前にして、「厳格な」ライシテ(断固たる態度で臨むこと)と「開かれた」ライシテ(霊的多様性の尊重など)とを組み合わせて、ライシテ原理を再活性化することにあつたといえるだろう<sup>21</sup>。

最後に、公立学校でのイスラム・ヴェール着用がなぜ法律で禁止されたのかという問題が残っている。スタジ委員会は、ヴェール着用問題について多くの関係者に聞き取り調査を行い、『報告書』

<sup>18</sup> 「公役務の職務遂行」に関する法制化の提案は以下の6点。

すべての公務員による中立性原則の厳格な遵守を改めて主張すること。公役務を委託された企業や公役務と競合する企業との間に締結される契約のなかに社員の中立性の義務を挿入すること。逆に、性別、人種、宗教、思想を理由に公務員を忌避することはできないことを明確にすること。

公役務の利用者は公役務の職務遂行のための要求に従わなければならないことを予め明示すること。

学校のために次の条項を採用すること。「良心の自由と、契約を結んでいる私立校の本来の性格とを尊重して、小学校、コレージュ、リセでは、宗教的帰属や政治的帰属を明示する服装や標章は禁止される。生徒が義務に従うよう促された後、一切の懲罰が整えられ下される。」この規定には必ず次の説明が添付されねばならない。「禁止される宗教的な服装と標章は、次のようなこれみよがしの標章である。大きな十字架、ヴェールあるいはキップである。控えめな標章、例えば、メダル、小さな十字架、ダヴィデの星、ファティマの手、小さなコーランは、宗教的帰属を明示する標章とはみなされない。」

高等教育に関する法律のなかで、学生に公役務の遂行に関わる規則を想起させる内部規則を採用する可能性があることをあらかじめ示しておくこと。

病院の利用者に、彼らの義務、すなわち治療に当たる職員を忌避することの禁止、あるいは衛生や公の健康に関する規則の遵守を想起させる、病院に関する法律を制定すること

労働法典のなかに、次のための一条文を挿入すること。経営者は、安全、客との対応、社内の平穩のためにどうしても必要なこととして、社内規則の中に、服装や宗教的標章の着用に関する規定を加えることができること。

<sup>19</sup> 全部で11日あり、6日がカトリックの祭日である。そのうち2日は修道士を公教育から排除した1886年に新設された。

<sup>20</sup> «La République et la laïcité: entretien avec Jean Baubérot, Les fondements juridiques de la laïcité en France», dans *regards sur l'actualité*, no. 298-février 2004, *Etat. Laïcité, religions*. を参照。

<sup>21</sup> 『ユマニテ』は次のように述べている。スタジ委員会は「コミュニタリズムへの漂流を阻止」するために「ライシテ法」を採用した。「委員会にとって、ライシテ問題は1905年と同じ言葉では提起できない。新たな宗教の力強い登場が与件を変えたのだ。賢人たちに突きつけられた挑戦は3つだった。これらの新しい宗教に席を与えてやること、故障中の統合を再起動させること、政治=宗教的道具化と闘うこと、である。この法律には二つの面がある。『断固たる姿勢と開かれていること』である。」*Journal l'Humanité*, «Laïcité. Stasi: fermeté et ouverture», le 12 décembre 2003.

の第4部で法制化について賛否両論を紹介した上で、法制化を勧める理由を次のように説明している。

「今日、問題なのはもはや良心の自由ではなくて、公の秩序(ordre public)である。この数年で状況は変わった。宗教問題をめぐる学校内での緊張と対立は、あまりに頻繁になってしまった。もはや通常の授業は保障できない。若い未成年の娘たちは、さまざまな圧力を受けて宗教的標章を身につけざるをえない。家族や社会の環境が彼女たちの意に反する選択を押し付けることもある。共和国は若い娘たちの苦悩の叫びに耳をふさぐことはできない。彼女たちにとって、社会空間は常に自由と解放の場でなければならないのだ。」

このあと、法制化の提案が続くのであるが、上記の記述から、委員会がどのように認識していたかがわかる。ひとつは、ヴェールの着用が強制された結果であり、着用者の良心の自由を損なっていること、2つ目は、学校の正常な運営を妨げ、公の秩序を乱していることである。ただし、宗教的標章のすべてが禁止されたわけではなく、「これみよがし(ostensible)」と「控えめ(discret)」の2つに分類されている。これについては、ライシテ原理には難しい側面があることを想起しなければならない。宗教の自由や表現の自由と国家の宗教的中立性との間には、ときに対立するような緊張関係があるからである。したがって、問題は両者のバランスをとることである。『報告書』の提案は、宗教的標章を中立性の空間において許容できるものとそうでないものとに分けている。つまり、生徒が学校で「控えめな」宗教的標章を着用する自由を認める一方で、ヴェールは、学校の実際の状況がなんであれ(1989年のコンセイユ・デタの意見は、状況のなかでヴェール着用がもつ意味についての判断を学校長に求め、その結果、退学もありうるとしていた)、一律に公の秩序を乱すとして、許容できない「これみよがしの」宗教的標章に属するとしたのである<sup>22</sup>。『報告書』はいう。「この提案は統合のために与えられたチャンスだと理解されなければならない。重要なのは禁止ではなくて、共同の生活のための規則を定めることだ。」

ところで、『報告書』は第4部の2「共和国の諸原理を生かす」において、公役務全体が危機に瀕している。脅威はフランスの法的構築物全体を揺るがしており、誰の目にも明白な規則を定めることが公役務には必要である、と述べている。したがって、深刻な状況にあるのは学校だけではないはずである。ところが、ヴェールの着用が法律で禁止されるのは公立の学校の生徒だけである。それはなぜだろうか。

正確にいえば、公務員も着用を禁止されるが、国家の宗教的中立性により公務員には中立性の義務があるので、従来から禁止は当然とされてきた。公立学校の生徒の場合、公務員とは反対に公役務(学校)の利用者であるが、利用者で着用を禁止された者は他にない。大学生も禁止されていない。学校生徒だけにみられる特徴といえは「未成年者」だということである。この点、私立学校の生徒も同じであるが、『報告書』は(宗教教育・表現の許される)「本来の特質を考慮して」、禁止の対象にしていない。実際には、私立校のほとんどが国家と契約を結んで補助金を得ており、公役務に

<sup>22</sup> スタジ委員会の委員であったジャックリーヌ・コスタ=ラスクーは、後にこの問題について次のように語っている。「これ見よがしの(宗教的標章の)着用だけは、公役務の中立性によって保障される、他の生徒たちの良心の自由・意見の自由・表現の自由を尊重するという観点から禁止される。」Jacqueline Costa-Lascoux, «La loi nécessaire», *Le voile, que cache-t-il?*, (sous la direction d'Alain Houziaux), Paris, 2004, p.87.

準ずるものとみることでもできると思われるのだが<sup>23</sup>。

このように疑問がないわけではないが、公立学校の生徒のみが法律でヴェールの着用を禁止されたのは、以下の事情によるものであろう。学校は、将来、共和国の啓蒙された市民となるべき未成年者がそのために必要なものを身につける場である。つまり「共和国の基礎をなす制度」であり、生徒たちは「学校の義務に従い、相違をこえて共に生きることが求められる」。その学校に共和国の諸価値に反するイスラム過激派の影響が及ぶことは決して認められない、ということである<sup>24</sup>。とはいえ、この問題に関してのみ、スタジ委員会は完全な合意には至らなかった。当初、3名の委員が反対し、そのうちのひとり、ジャン・ボベロは棄権して最後まで賛成しなかったのである。

#### 4. スタジ委員会の挫折

『報告書』はどのように受け止められたのか。シラク大統領の演説を見てみると、26の提案のうち、大統領が同意したのは、宗教的標章の禁止と、病院と一般企業に関する提案の3つにすぎない<sup>25</sup>。祭日の追加については、すでに祝祭日が多すぎて、祭日の追加は仕事をする両親の負担を増すことになる。また、祭りの日の欠席はすでにひろく行われていることで、手続きを容易にすればよい、という理由で否定している。

確かに、シラク演説は移民への配慮を忘れていない。移民の窮状と差別の存在を認め、その克服を明言しているし、文化や宗教などの多様性をフランスが発展するためのチャンスとみなしてもいい。共生、多様性の尊重と国民の一体性の強化という問題意識もスタジ委員会と共有している。しかし、問題を解決する方策が具体的に提示されているかといえば、否といわねばならない。結局、演説から伝わってくるのは、伝統的な共和主義の価値観を中心に一つにまとまろうという、国民への呼びかけである。生徒を含めて、公役務の利用者には果たすべき義務がある。この義務を果たし

<sup>23</sup> スタジ委員会の委員であったパトリック・ヴェイユは、委員会が法律でヴェールの着用禁止を提案した理由について、2004年3月25日に次のように述べている。ヴェールを着用する女生徒のいる学校では、着用していない生徒に対して、模範に従うようにと圧力がかかる。ヴェールの着用と他の女生徒への強制という問題は、個人の自由という問題をこえて、公立学校を戦場として利用するイスラム原理主義者たちが世論とプレスの注目をひくための、全国規模の戦略となっている。禁止法が公立学校に限られるのは、生徒が未成年者で、イスラム原理主義者たちの攻勢から守るためだというのである。Patrick Weil, "A nation in diversity: France, Muslims and the headscarf", 25 March 2004, www.openDemocracy.net

<sup>24</sup> スタジ委員会の委員のなかには、マルソー・ロンやアラン・トゥレーヌのように、法制化に反対か慎重な態度をとるものが少なからずいたが、聞き取り調査の結果、イスラム過激派の脅威の深刻さが明らかとなり、意見を变えたという。Jacqueline Costa-Lascoux, *op.cit.*, p.81 et p.93.

<sup>25</sup> 2003年12月17日のシラク大統領演説の骨子は以下の通り。

公立の小学校、コレージュ、リセにおいて、宗教的帰属をこれ見よがしに示す服装や標章の着用は、禁止される。これについては、スタジ委員会の提案と同じ。

そのための法律を制定する。新学年度の開始時から完全実施される。法の執行にあたっては、決定に先立って、徹底的な対話と協議が行われる。

学年暦に新たな祭日を設けることは、しない。

病院での患者による異性の医者への診察拒否は、認められない。法律の制定が必要。

企業経営者が宗教的標章の着用を規制できるような措置を講じるべきである。

ライシテに関する原則と規則のすべてを集めた「ライシテ法典」の制定が望ましい。

首相付きのライシテ監視機関の新設。

なさい、さもなければ処罰する、というメッセージである。つまり、ライシテ原理の徹底と違反者の処罰である。

スタジ委員会のプランとねらいは、受け入れられなかったのである。委員長のベルナル・スタジを含めて数名の委員たちが、後に「失望した」、「裏切られた」と発言しているが、それはこのためである<sup>26</sup>。

話を祭日追加案に戻すと、報告書の提出から大統領演説までの間に、祭日追加案は『報告』を批判する論点の一つになっていた。政治家のうち賛成したのは数名を数えるにすぎず、多くの政治家が国民戦線から左翼まで、厳しく批判している。たとえば、シャルル・パスクワは「スタジ委員会は、イスラムの祭日1日と引き換えにイスラム・ヴェールの禁止を買い取って・・・コミュニタリズムへの最悪の漂流に道を開こうとしているという印象を与えてしまった」と発言している<sup>27</sup>。国家の祝祭日を、カトリックに6日、ユダヤ教とイスラム教にそれぞれ1日ずつ割り振るのは、コミュニタリズムだというわけである。この種の批判はかなりみられる。世論はどうかというと、2003年12月13日と15日の調査では、スタジ委員会の宗教的標章禁止案には69%が賛成しているが、祭日の追加には逆に58%が反対している<sup>28</sup>。宗教組織については、ユダヤ教は歓迎したが、イスラム組織の場合、サルコジ内務大臣の働きかけで2003年に組織されたフランス・イスラム教評議会(CFCM)は、後述するように「霊的多様性を保障しただけ」と、素っ気ない。

以上から、祭日追加案はとうてい受け入れられないものであったことがわかる。断固たる措置によって公役務を適切に遂行すること、霊的多様性の尊重を保障すること、すなわち、「厳格なライシテ」と「開かれたライシテ」を組み合わせることでライシテ原理を再活性化することで、危機に対処するという報告書の試みは、実現の見込みがなかったといえるだろう。

次に、フランス・イスラム教評議会(CFCM)がシラク大統領にあてた、2003年12月15日付けの公開書簡から、スタジ委員会の報告書への批判を見てみよう。

「報告書から発ち現れるライシテの定義は、判例と法の精神を尊重した現在の状況からみれば、後退しています。良心の自由と同じように『共和国は礼拝の自由な実践を保障している』ことを想起しなければなりません。というのは、報告書は良心の自由しか述べていないからです。礼拝の自由な実践の保障は提案していません。とくに、ムスリムの場合、礼拝用建物の確保、学校や病院における施設付き司祭職(aumônerie)の開設が遅れているのですが、それについて何の提案もしていないのです。

報告書の提案した法の内容と射程に関しては、ライシテ原理をかなりの程度修正しています。というのも、重要なのは、もはや礼拝の自由な実践の保障ではなく、霊的多様性の保障でしかないからです。この法案の射程は、フランスのムスリム全体を公然と非難すること(stigmatisation)であるように思われます。

学校については、提案された文言(中略)は、何よりもイスラムに対する差別であるように思われ

<sup>26</sup> ベルナル・スタジはフランスのラジオ RTL のインタビュー（2004年3月5日）で、次のように発言している。失望した、とてもつらい結果だ。法律は反ヴェールになってしまった。報告書はこんなことは勧めていない、と。RTL Info - Bernard Stasi exprime son amertume.htm

<sup>27</sup> *Le Monde.fr*, Laïcité, «Aid el-Kebir et Kippour fériés: la droite hostile, la gauche devisée», le 14.12.03

<sup>28</sup> Sondage exclusif CSA/LE PARISIEN/AUJOURD'HUI EN FRANCE, le 15 et 16 décembre 2003.

ます<sup>29</sup>。」

CFCM は、『報告書』が良心の自由と霊的多様性の保障について述べるばかりで礼拝の自由な実践を保障していない、だから後退している、というのである。CFCM のこの指摘はなかなか興味深い。というのは、ひとつには、ライシテ原理は諸宗教の法の前での平等を前提としているが、実態はそうではないからである。例えば、1905年法は「良心の自由」と「礼拝の自由」を保障しているが、刑務所や病院に収容されている者のように、特定の場所に行動を限定されている者は、自分ではこれらの自由を実現できない。そのため、施設付き司祭(aumôniers)を用意して、国家がそれらを保障している。ところがムスリムの場合、まだこれが実現できていない。この問題を解決するには、ムスリムの代表機関が必要であり、そのために長い努力の末設立されたのが CFCM なのである<sup>30</sup>。

次の問題ももっと重要である。『ルモンド』にオドン・ヴァレの二つの記事がある(「国家はこれからも非宗教的であり続けることができるのか」と「フランスはもはや非宗教的ではない」)<sup>31</sup>。それによれば、フランス共和国は、1996年時点でカトリック関係の諸組織やその管理下にある活動に対して、総額400億フラン以上(教育関係費、健康保険、老齢保険、教会建物の修理費等)を提供している。この額は所得税の12%以上に相当し、ドイツの教会税8~10%を上回るという。さらに、市町村から地域圏にいたる様々な自治体が提供するものもある(これについては、金額を算出できないという)。これらのすべてをあわせれば、カトリック教会は実に巨額の援助を受けていることになる。もちろん、これには歴史的背景がある。カトリック教会の建物は、プロテスタントやユダヤ教も同様であるが、フランス革命期に国有化されて以来、その多くは国家あるいは自治体の所有なのである<sup>32</sup>。

これに対して、20世紀後半にフランスに定着し始めたイスラム教徒の場合、歴史的に蓄積してきた建物等の財産などなく、礼拝場所を一から自前で確保しなければならない。学校をつくることもままならない。そんな彼らの目から見れば、1905年法が国家は宗教にいかなる補助金も提供しないと定めているにもかかわらず、カトリックが教会建物を国家から無償で借り受けるばかりか、さまざまな援助まで得ているという現実には、まさに不平等そのものである<sup>33</sup>。イスラム教徒の礼拝の自由が他の大宗教の信者と同じように保障されているとは言い難い。しかし、『報告書』はこの問題にはほとんど言及していない。

さらに次の問題もある。『報告書』のいうライシテ原理は、良心の自由を中心に構想されており、見事な論理構造をもっている。とりわけ、多様性の尊重を様々な点で保障しようという姿勢は、

<sup>29</sup> Le CFCM adresse une lettre ouverte au président de la République, le 15 décembre. <http://www.uoif-online.com>

<sup>30</sup> Sevaistre, Vianney, «L'islam dans la République: le CFCM», dans *regards sur l'actualité*, no. 298-février 2004, *Etat. Laïcité, religions*.

<sup>31</sup> Odon Vallet, «L'Etat peut-il encore être laïque?» *le Monde*, le 24 décembre 1993, et «La France n'est plus laïque», *le Monde*, le 11 mai 1996.

<sup>32</sup> 小泉洋一前掲書参照。

<sup>33</sup> 小泉洋一は、宗教間の事実上の不平等として、礼拝所の不足、食物戒律・祭儀、埋葬、宗教的休祭日、宗教的標章を挙げ、国家が多数者であるカトリックと平等な宗教的自由を保障するために、きめ細かな環境整備を行う事実が見られるという。小泉洋一「フランスにおける宗教的少数者の宗教的自由」山下健次・中村義孝・北村和生編『フランスの人権保障 - 制度と理論 - 』(2001年, 法律文化社), 166~173頁。

1905年法制定時とは異なる今日の状況に十分配慮したもので、「開かれた」ライシテの可能性を感じさせる<sup>34</sup>。このようなライシテは、宗教離れ(déchristianisation)や世俗化(sécularisation)<sup>35</sup>、信仰の個人化が進行した地域や人々には、確かに適合的であると思われる。しかしながら、信仰の表現に重きを置いて、すべてを集合的な礼拝の自由な実践という観点から捉える CFCM の立場からみれば、スタジ委員会のいう、個人の「良心の自由」を中心としたライシテ原理は、不十分なものに見えるだろう。また、すでに述べた現実の処遇の違いを克服できないために、抑圧的なものと受け止められる可能性も、確かにある<sup>36</sup>。

実際、イスラム教徒の礼拝問題はきわめて重要である。というのも、イスラム・ヴェールの法律による禁止が議論となる直前の2002年末から2003年初めにかけて、プロテスタントの指導者や有力政治家たちの間から、モスクの建設を国家や自治体が公費で支援できるようにすべきだとの主張が現われ、宗教的標章禁止法成立後も、UMP 党首のサルコジがこれに賛意を示したように、この問題をめぐる議論は今も終息していないからである。公費支援を主張する背景には、宗教間の不平等の解消だけでなく、モスクが中東諸国からの資金援助で建設されることでイスラム原理主義勢力のいっそうの浸透を許すことになるのではないかと懸念がある。しかしながら、公費支援は政教分離法第2条に明らかに違反している。しかも同条で示された国家の宗教的中立性は、ライシテ原理のまさに核心部分である。つまり、公費支援問題は、1905年法の改正を不可避にし、それによって

<sup>34</sup> スタジ委員会の委員であるレジス・ドゥブレは2002年に当時の国民教育大臣ジャック・ラングに提出した報告書において、宗教的事象を文化として公立学校で教えるよう提案している。「知識は学校という囲いの中で合理的かつ公に管理して伝達されるが、宗教的事象(le fait religieux)を囲いの外に追放したままにしておけば、狂信と秘教主義と非合理主義を助長するだけだ」からである。Debray, Régis, *Rapport au ministre de l'Education nationale, L'enseignement du fait religieux dans l'Ecole laïque*, 2002, Paris. 『報告』は、宗教に関する知識がないために、宗教を批判的に認識できなくなっているし、フランスの文化的蓄積も理解できなくなっている。このような事態は、共和国の学校が育成すべき将来の市民としては好ましくないとして、公立学校で宗教的事象について教えるよう提案している。

<sup>35</sup> 用語について説明しておこう。ライシテは「非宗教性」と訳されるが、そのプロセスを指す言葉に laïcisation (非宗教化)がある。ほかに sécularisation (世俗化)がある。二つの言葉の違いについて、ジャン・ボペロは著書で次のように説明している。sécularisation は、社会が変化していくにつれて宗教的なものが社会的・文化的妥当性を徐々に失っていくことをいう。laïcisation は政治的な意味をもつもので、市民性(citoyenneté)と宗教との分離、国家と教会との分離、制度としての宗教の社会的重要性の低下、国民のアイデンティティから宗教的次元を除くことを目指すものである。Baubérot, Jean, 2000, *Histoire de la laïcité en France*, Paris, 2000, p. 22. このほか、Baubérot, Jean, «le phénomène de sécularisation», *La laïcité à l'épreuve Religions et libertés dans le monde*, (dirigé par Jean Beaubérot), 2004. を参照。

<sup>36</sup> CFCM の中で最も有力な組織であるフランス・イスラム組織連合(UOIF)がスタジ委員会の報告書に対して示した反応を紹介しておこう。まず、冒頭で『報告』の最後の一節を引用している。「委員会は、これらの提案が、ダイナミックな開かれたライシテ、人をひきつけ統合するモデルとなりうるライシテのなかで共通の価値の存在を強固にできると確信している。ライシテは制度を動かす規則というだけではない。それは共生と多元主義と多様性との間で均衡をもたらしてくれる、共和主義協約の根底をなす価値なのである。」しかし、UOIF はこれを真っ向から否定する。委員会の提案は今よりもずっと多くの退学者を生み、対話の意欲を弱めるだろう。フランスのイスラム教徒は、基本的な自由が後退し、宗教的なものとその可視性を攻撃する「戦闘的」ライシテの復活を今まさに体験しているのだ、という。Unions des Organisations Islamiques de France, *Les conclusions et propositions du rapport Stasi sur la laïcité... Vers une laïcité d'exclusion*, le 11 décembre 2003.

ライシテ原理そのものを大きく揺るがす危険性をはらんでいるのである<sup>37</sup>。

『報告書』に戻れば、政教分離法の維持を明言し、公費支援は認めていない。イスラム・ヴェールも公費支援もともに国家の宗教的中立性に関わる問題である。したがって、ライシテ原理がいま問われているのは、この中立性原則と現実との均衡をどこに見出すか、ということであろう。

## 5. おわりに

最後に、本稿の課題に答えねばならない。フランスはなぜ公立学校でのイスラム・ヴェールの着用を法律で禁止したのか。

スタジ委員会は、公聴会などの聞き取り調査によって、学校だけでなく、官公庁や病院など各種公共機関においても、一般企業においても、多種多様なライシテ原理違反があることを確認した。そして、この現象をコミュニタリズムの進展と認識し、その背後にイスラム過激派の存在をみた。スタジ委員会は、共和国の礎石であるライシテ原理は今や深刻な危機に瀕しているとの認識に立って、ライシテ原理の周知徹底と厳格な措置の採用を提案したのである。しかし、その一方で、宗教的風景が変化したことも認め、それに適応しようとした。イスラム教とユダヤ教の祭日を国家の祝祭日に追加して、霊的多様性の尊重を法的に明示しようとしたのである。これら二つをセットにして、ライシテ原理を蘇生させ、危機に対処しようというわけである。26もの提案はそのことをよく示している。法律によるイスラム・ヴェールの禁止は、単独ではなく、このようなプランの一部として考えなければならない。

ところが、提案の多くはシラク大統領にも政治家にも受け入れられなかった。大統領が選択したのは「厳格な」ライシテであった。『報告書』ではヴェール問題の比重は大きくなかったが、法制化されたのは公立学校におけるヴェール着用の禁止のみであった。ヴェールが特に禁止された理由は、『報告書』でみる限り、コミュニタリズムが強まりつつあり、その背後でイスラム過激派が糸を引いている、ヴェールは彼らによって戦略的に利用されているとの認識と、他の公役務にはない、共和国の学校の特殊性にあったといえるだろう。

『報告書』には「開かれたライシテ」<sup>38</sup>の側面がいくつかあったが、イスラムの代表的宗教組織である CFCM はそれらを評価せず、『報告書』を厳しく批判した。礼拝の自由な実践を重視する信仰のあり方にとって、個人の「良心の自由」を中心にすえたライシテ原理は、たとえ「開かれた」側面をもつとしても、不十分なものでしかなかった。

シラク大統領の演説や宗教的標章禁止法の場合、『報告書』のような「開かれた」側面は存在しないから、CFCM の考えとの隔たりは、はるかに大きい。この大きな溝は、いったいどうしたら埋めることができるであろうか。

<sup>37</sup> Catherine Coroller, «L'Etat envisage de financer des mosquées», *LIBERATION* du 19 Mars 2004. Xavier Ternisien et Nicolas Weill, «Faut-il réviser la loi de séparation des Eglises et de l'Etat?», *Le Monde.fr*, le 18 janvier 2003. Nicolas Weill, «Cent ans après, la loi sur laïcité est l'enjeu de nouveaux débats», *Le Monde.fr*, le 14 février 2005.

<sup>38</sup> 『報告書』の記述は、「開かれた、ダイナミックなライシテ (une laïcité ouverte et dynamique)」。 「開かれた」例として、祭日追加案のほか、奴隷制・植民地化・非植民地化といった歴史の負の側面をフランスの歴史として教えるという提案や、公立学校で宗教的事象に関する教育を行うという提案をあげることができる。